

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備に関する基準（就労系サービス）

1 就労移行支援（一般型）

人員基準	サービス提供職員	①職業指導員 1人以上 ②生活支援員 1人以上  ◆職業指導員及び生活支援員の総数等 ○（一般型）常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ○（資格取得型）常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ○職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤専従  ③就労支援員 常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上
設備基準		①訓練・作業室 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保 訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ②相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ③洗面所 利用者の特性に応じたもの ④便所 利用者の特性に応じたもの ⑤多目的室その他運営上必要な設備  ※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。
最低定員		10人

2 就労継続支援（A型、B型共通）

人員基準	サービス提供職員	①職業指導員 1人以上 ②生活支援員 1人以上  ◆ 職業指導員及び生活支援員の総数等 ○常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ○職業指導員、生活指導員のいずれか、1人以上は常勤専従
設備基準		①訓練・作業室 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保 訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ②相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ③洗面所 利用者の特性に応じたもの ④便所 利用者の特性に応じたもの ⑤多目的室その他運営上必要な設備  ※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。
最低定員		(A型) 雇用契約締結利用者10人以上 雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内  (B型) 10人

### 3 就労定着支援

人員 基準	サービス 提供職員	就労定着支援員 常勤換算で、利用者数を40で除した数以上
設 備 基 準	<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p> <p>なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。</p> <p>①事務室 専用が望ましいが、明確に区分される場合は他の事業と同一の事務室であつても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定就労定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>②受付等スペース 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。</p> <p>③設備及び備品等 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定就労定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができるものとする。</p>	